

A 自然環境

A - 1 面積

A - 1 - 1 総面積	A - 1 - 2 可住地面積	A - 1 - 3 林野面積
A - 1 - 4 人口集中地区面積	A - 1 - 5 市街化区域面積	
A - 1 - 6 用途地域面積：住居専用・住居地域面積（# 住居専用地域面積，# 住居地域面積）		
商業・近隣商業地域面積（# 商業地域面積，# 近隣商業地域面積）		
工業・準工業地域面積（# 工業地域面積，# 準工業地域面積），工業専用地域面積		

資料元 国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」，農林水産省「世界農林業センサス」，「農林業センサス」，総務省統計局「国勢調査報告」，茨城県土木部「明日のいばらきを創る - 茨城県土木概要 - 」，茨城県都市計画課資料

資料元について

全国都道府県市区町村面積調.....国土交通省国土地理院発行の2万5千分の1地形図を基準に，満潮界を境とした陸地面積を測定して得た数値を調査基礎面積とし，その後1年間の市区町村の境界変更，埋立地又は干拓地などによる増減面積を加減して，毎年10月1日現在の都道府県市区町村別の面積を取りまとめたものである。

世界農林業センサス・農林業センサス.....「世界農林業センサス」とは，国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱により，世界各国で実施されている農業・林業に関する調査である。日本では，1950年から10年おきに実施されており，加えて中間年には，日本独自に農業センサス（2005年より農林業センサス）が実施されている。農林業の生産構造，就業構造を明らかにするとともに，農山村の実態を総合的に把握し，農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し，提供することを目的とする。

国勢調査.....我が国に常住する全ての人を対象として，5年ごとに行われる人口調査で，年齢，男女の別，配偶関係，国籍，労働力状態，従業上の地位，産業，職業，世帯の種類，住宅，従業地・通学地などについて調査するものである。

A - 1 - 1 総面積

総面積には，湖沼の面積も含む。なお，水戸市及び東茨城郡茨城町は，境界の一部が未定のため，総務省統計局が推定により算出したものである。

A - 1 - 2 可住地面積

可住地面積は，総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出した。なお，主要湖沼とは，面積1k㎡以上の湖沼で，かつ，人造湖以外の湖沼であり，埋立て，干拓等によって陸地化した区域を差し引いたものである。

A - 1 - 3 林野面積

林野面積は，農林業センサスにいう「森林面積」と「森林以外の草生地面積」の合計である。

これらの面積は，属地主義，すなわち土地の所在地の属する市町村別に計上されている。

「森林面積」とは，木竹が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹，あるいは，木竹の集団的な生育に供される土地の面積をいう。国有林野の土地のうち岩石地，崩壊地，湿地，沢敷，林道等は含まれない。

A - 1 - 4 人口集中地区

人口集中地区とは，次の基準に該当する地域をいう。

国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。

市区町村の境界内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1k㎡当たり4,000人以上）が隣接していること。

それらの地域の人口が5,000人以上を有すること。

A - 1 - 5 市街化区域

都市計画法では，都市計画区域を区分して市街化区域及び市街化調整区域を定め無秩序な市街化を防止し，計画的な市街化を図ることとしている。

市街化区域は，既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり，市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域である。

A - 1 - 6 用途地域

都市計画区域内の市街地の大枠としての土地利用を都市計画で定め，それぞれの目的に応じて，建築物の用途，面積等に関して一定の制限を加えることにより，土地の合理的かつ適正な利用を図る目的で考えられたのが用途地域の制度である。

都市計画法では，用途地域として，各地域を定めている。

第1種低層住居専用地域

第2種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域

第2種中高層住居専用地域
準住居地域
準工業地域

第1種住居地域
近隣商業地域
工業地域

第2種住居地域
商業地域
工業専用地域

住居専用地域

本書では、以下の地域の合計を住居専用地域として掲載している。

- ・第1種低層住居専用地域...低層住宅の良好な環境の保護を目的とした地域である。
- ・第2種低層住居専用地域...主として低層住宅の良好な環境の保護を目的とした地域である。小規模な店舗（150㎡以下のものに限る。）の立地は認められる。
- ・第1種中高層住居専用地域...中高層住宅のための良好な環境の保護を目的とした地域である。
- ・第2種中高層住居専用地域...主として中高層住宅の良好な環境の保護を目的とした地域である。一定の利便施設の立地は認められる。

住居地域

本書では、以下の地域の合計を住居地域として掲載している。

- ・第1種住居地域...住居の環境保護を目的とした地域である。大規模な店舗等の建設は制限されている。
- ・第2種住居地域...主として住居の環境保護を目的とした地域である。かなりの用途の建物が建てられる。

商業・近隣商業地域

本書では、以下の地域の合計を商業・近隣商業地域として掲載している。

- ・商業地域...主として商業、その他の業務の利便を増進するため定められた地域である。建築基準法によりこの地域で禁止される建築物は、原動機を使用する工場で、作業場の床面積が150㎡を超えるもの（日刊新聞の印刷所及び作業場の床面積が300㎡以下の自動車修理工場を除く。）等のほか、次の「準工業地域」で禁止されている工場等となっている。
- ・近隣商業地域...近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業、その他の業務の利便を増進するため定められた地域である。建築基準法によりこの地域で禁止される建築物は、劇場、映画館、キャバレー、個室付浴場業に係る公衆浴場等のほか、次の「商業地域」及び「準工業地域」で禁止されている工場等となっている。

工業・準工業地域

本書では、以下の地域の合計を工業・準工業地域として掲載している。

- ・工業地域...主として工業の利便を増進するため定められた地域である。建築基準法により禁止される建築物は、ホテル、料理店、キャバレー、個室付浴場業に係る公衆浴場、劇場、映画館、学校、病院等となっている。
- ・準工業地域...主として環境の悪化をもたらしおそれのない工業の利便を増進するため定められた地域である。建築基準法によりこの地域で禁止される建築物は、危険物等を製造する工場、危険物の貯蔵又は処理に供するものとなっている。

工業専用地域

工業の利便を増進するため定められた地域である。建築基準法によりこの地域で禁止される建築物は、「工業地域」で禁止されているもののほか、住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、物品販売業を営む店舗、飲食店、図書館、博物館、ボウリング場、スケート場、水泳場、マージャン屋、パチンコ屋等となっている。

以上各地域とも、建築基準法により建築できる建築物に制限があるが、公益上やむを得ないものなどは、例外的に許可されることになっている。

A - 2 公園

A - 2 - 1 都市公園面積	A - 2 - 2 都市公園数
------------------	-----------------

資料元 茨城県公園街路課資料

A - 2 - 1 都市公園面積, A - 2 - 2 都市公園数

国及び地方公共団体が設置する都市計画施設である公園及び緑地又は地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園や緑地である。

都市公園は、次のように区分されている。

街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	特殊公園	大規模公園
国営公園	緩衝緑地	都市緑地	都市林	緑道	広場公園	

本書では、都市計画決定区域外に各市町村が独自に設置している公園も含めた公園街路課のデータを使用しており、面積及び箇所数は上記の各公園と緑地等の数値の合計である。ただし、箇所数に関しては、ある公園が複数の市町村にまたがっている場合は、当該市町村のうち最も占有面積の大きい市町村に計上している。

B 人 口 ・ 世 帯

B - 1 人口総数

B - 1 - 1 人口総数 (1 0 月 1 日 現在)	B - 1 - 2 人口総数 (4 月 1 日 現在)
B - 1 - 3 住民基本台帳人口 (3 月 末 日 現在)	B - 1 - 4 日本人人口 (1 0 月 1 日 現在)
B - 1 - 5 外国人登録者数 (1 2 月 末 日 現在)	

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」、茨城県統計課「茨城県常住人口調査」、茨城県市町村課資料、
総務省統計局「推計人口」、茨城県国際課資料、

資料元について

国 勢 調 査.....我が国に常住する全ての人を対象として、5年ごとに行われる人口調査で、年齢、男女の別、配偶関係、国籍、労働力状態、従業上の地位、産業、職業、世帯の種類、住宅、従業地・通学地などについて調査するものである。(A-1記載内容再掲)

常 住 人 口 調 査.....国勢調査による人口を基礎として、これに毎月、住民基本台帳法に基づき届け出のあった出生、死亡、転入、転出者数を加減して、毎月1日現在で推計している。したがって、住民基本台帳による人口とは若干異なる。

B - 1 - 1 人口総数 (1 0 月 1 日 現在)

本書に掲載したデータのうち、国勢調査年(平成12年、平成17年、平成22年)はその結果を、その他の年次は常住人口調査の推計人口を用いた。

国勢調査という人口総数は、本邦(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び竹島(島根県)を除く。)内に常住している者としている。常住している者とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に常住している者とみなしている。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に常住している者とみなしてその場所で調査している。

学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これに類する宿泊施設に宿泊している者.....『その宿泊している施設』

病院又は療養所に引き続き3か月以上入院又は入所している者.....『その病院又は療養所』

船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で、

(a) 陸上に生活の本拠を有する者.....『その住所』

(b) 陸上に生活の本拠の無い者.....『その船舶』

なお、(b)の場合は、日本の船舶のみを対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶に乗り組んでいる者でその船舶に居住のある者については、調査時において本邦内に居住を有する者とみなされている。

自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者.....『その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶についてはその基地隊本部)の所在する場所』

刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者.....『その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院』

なお、本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としているが、次の者は調査から除外している。

外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族

外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

県の人口は、本県の区域内に常住するすべての者のである。

一方、その他の年の人口総数については、茨城県常住人口調査の数値である。同調査にいう人口総数は、直前に実施された国勢調査の日本人及び外国人を含む総人口を基とし、その後の人口変動を加減して算出したものであり、推計計算式は次のとおりである。

$$\left[\begin{array}{c} \text{毎年10月1日} \\ \text{人口} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{前年10月1日} \\ \text{人口} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{前年10月} \sim \text{当年9月} \\ \text{自然増減} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{前年10月} \sim \text{当年9月} \\ \text{社会増減} \end{array} \right]$$

自然増加(出生児数-死亡者数)、社会増減(転入者数-転出者数)については、出生届、死亡届、転入届及び転出届等に基づく各市町村からの報告による。この中には職権による記載、削除も含まれている。なお、本書では、出生児数及び死亡者数(B-4人口動態参照)は茨城県厚生総務課の「茨城県人口動態統計」の数値を用いている。

B - 1 - 2 人口総数(4月1日現在)

茨城県常住人口調査の数値である。

B - 1 - 3 住民基本台帳人口(3月末日現在)

日本国民で、国内の市区町村に住所を定めているものとして3月31日現在、当該市区町村の住民基本台帳に記録されている者の数である。

B - 1 - 4 日本人人口(10月1日現在)

・茨城県の数値...「平成25年10月1日現在推計人口」総務省統計局

・市町村の数値...「茨城県常住人口調査結果報告書」(平成25年10月1日現在・茨城県統計課)から平成22年国勢調査時の外国人及び年齢不詳の者を除いた。

B - 1 - 5 外国人登録者数(12月末日現在)

各市町村が毎年12月末日現在の外国人登録人員数を法務省に報告する「期報」をとりまとめたものであり、出国等による登録抹消に係る処理は行われていない。

B - 2 男女別人口(10月1日現在)

B - 2 - 1 男総数	B - 2 - 2 女総数	B - 2 - 3 15歳未満人口	B - 2 - 4 15～64歳人口
B - 2 - 5 65歳以上人口			

資料元 茨城県統計課「茨城県常住人口調査」

年齢

年齢は、当該年9月30日現在における満年齢である。なお、当該年10月1日午前零時に生まれた人は0歳とした。

B - 3 年齢構成

B - 3 - 1 15歳未満人口(年少人口)	B - 3 - 2 15歳以上人口	B - 3 - 3 40歳以上人口
B - 3 - 4 15～64歳人口(生産年齢人口)	B - 3 - 5 60歳以上人口	
B - 3 - 6 65歳以上人口(老齢人口)	指標値のみ:平均年齢,年齢中位数	

資料元 茨城県統計課「茨城県常住人口調査」

年齢3区分人口

年少人口(15歳未満人口)

生産年齢人口(15歳～64歳人口)

老年人口(65歳以上人口)

なお、年少人口と老年人口の合計を従属人口という。

平均年齢

「平均年齢」は、以下のとおり算出している。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

平均年齢に0.5を加える理由

国勢調査では、10月1日現在の満年齢(誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方)を用いて集計している。つまり、10月1日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計している。そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分(0.5歳)を加えているものである。

年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことである。

B - 4 人口動態

B - 4 - 1 昼間人口等:昼間人口,流入人口(従業地・通学地人口),流出人口(従業地・通学地人口)

B - 4 - 2 自然増加:出生数,死亡者数 B - 4 - 3 社会移動:転入者数,転出者数

指標値のみ:合計特殊出生率(ベイズ推計値)

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」,茨城県統計課「茨城県常住人口調査」,茨城県厚生総務課「茨城県人口動態統計」,厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

資料元について

茨城県人口動態統計...茨城県の出生,死亡,婚姻,離婚及び死産等の実数,率(人口10万対など)等を市町村・保健所別に集計したもの。

B - 4 - 1 昼間人口

国勢調査の従業地・通学地集計の結果を用いて、次のようにして計算された人口である。

『常住人口 + 他市町村から通勤・通学する者の数 - 他市町村へ通勤・通学する者の数』

なお、従業地とは、就業者が仕事に従事している店舗や事業所のある場所をいう。ただし、行商人などで仕事の場所が一定していない場合は、常住地を従業地としている。また、通学地とは、通学者が在学している学校の所在する場所をいう。

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜上、昼間通勤、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定期的な移動については考慮していない。なお、年齢不詳を含んだ人口である。

B - 4 - 1 流入人口、流出人口（従業地・通学地人口）

他市町村から当該市町村への通勤・通学者数及び当該市町村から他市町村への通勤・通学者数である。

B - 4 - 2 自然増加：出生数、死亡者数

本県において発生した日本人の出生・死亡についての数値である。

なお、本書では、指標値（出生率、死亡率）を算出する際の分母として、便宜上、外国人人口も含めた人口総数を用いている点に注意を要する。

出生については14日以内、死亡については7日以内に市町村長に届け出るよう決められているが、何らかの理由で、調査該当年の翌年の1月14日を過ぎてから届け出られたものについては含まれない。市町村別は、それぞれの届け出に記載された住所地（出生の場合、住民登録をする住所）による区別である。死亡時に住所不明のものは、市町村別の数値には含まれていない。

B - 4 - 3 社会移動：転入者数、転出者数

転入者数とは、当該市町村に他市町村から住所を移した者の年間の数値であり、従前の住所地が不明の者は含まれない。

また、転出者数とは、当該市町村から他市町村へ住所を移した者の年間の数値であり、転出先の住所地が不明の者は含まれない。

合計特殊出生率（ベイズ推計値）

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値である。これは、年齢構造の影響を除いた出生率の水準を示す指標であり、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

$$\text{合計特殊出生率} = \left(\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \right) \quad 15 \text{歳から} 49 \text{歳ま} \quad \text{での合計}$$

ただし、市町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、ベイズ統計による推定の適用を行って算出している。

B - 5 世帯

B - 5 - 1 世帯総数

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」、茨城県統計課「茨城県常住人口調査」

B - 5 - 1 世帯総数

常住人口調査では、国勢調査の一般世帯及び施設等の世帯を合算した総世帯数をもとに、毎月各市町村から報告される世帯の変動を加減して世帯数を推計している。

B - 6 世帯類型

B - 6 - 1 一般世帯数

B - 6 - 2 核家族世帯数

B - 6 - 3 65歳以上の世帯員のいる世帯数（#65歳以上の夫婦のみの世帯数）

B - 6 - 4 母子世帯数

B - 6 - 5 父子世帯数

B - 6 - 6 老人単身世帯数（老人単身世帯数）

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」、茨城県長寿福祉課資料

B - 6 - 1 一般世帯

国勢調査では、世帯を一般世帯と施設等の世帯に区分している。このうち、一般世帯とは、次のものをいう。

住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。

上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

B - 6 - 2 核家族世帯

一般世帯の親族のみの世帯のうち次の世帯をいう。

夫婦のみの世帯
夫婦と子どもから成る世帯
男親と子どもから成る世帯
女親と子どもから成る世帯

親族のみの世帯とは、二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯である。

B - 6 - 3 65歳以上の世帯員のいる世帯
一般世帯のうち65歳以上の世帯員のいる世帯をいう。

B - 6 - 4 母子世帯
未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯をいう。

B - 6 - 5 父子世帯
未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯をいう。

B - 6 - 6 老人単身者（老人単身世帯）
老人単身世帯とは、「65歳以上の者1人のみの世帯」をいう。

B - 7 婚姻と離婚

B - 7 - 1 婚姻件数	B - 7 - 2 離婚件数
----------------	----------------

資料元 茨城県厚生総務課「茨城県人口動態統計」

B - 7 - 1 婚姻件数、B - 7 - 2 離婚件数

各年1月1日から12月31日までの間に市町村長に届け出のあった婚姻又は離婚した日本人についての件数である。

C 経 済 基 盤

C - 1 産業構成

C - 1 - 1 産業別就業者数：就業者総数（常住地ベース、従業地ベース）

産業項目名：農業、林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

就業者

調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む）になる仕事を少しでも行った者のほか、勤め先はあるが休み始めてから30日以上にならない者、あるいは、30日以上でも賃金、給料を受け取ったか、または受け取ることになっている者及び個人経営の事業を営んでいる者で休業してから30日以上にならない者をいう。

C - 1 - 1 産業別就業者数（常住地、従業地ベース）

国勢調査では、産業（大分類）別に15歳以上の就業者について、以下の区別がなされている。

常住地による15歳以上就業者

自宅で従業 自宅外の市町村で従業 市内他区で従業 県内他市町村で従業 他県で従業

従業地による15歳以上就業者

市内他区に常住 県内他市町村に常住 他県に常住

なお、本書では の合計を常住地ベース、 の合計を従業地ベースとして掲載した。

C - 2 経済活動水準

C - 2 - 1 製造品出荷額等	C - 2 - 2 製造業従業者数	C - 2 - 3 商品販売額	C - 2 - 4 商業従業者数
-------------------	-------------------	-----------------	------------------

資料元 茨城県統計課「茨城の工業」（工業統計調査）、茨城県統計課「茨城の商業」（商業統計調査）、総務省統計局「経済センサス - 活動調査」

資料元について

工業統計調査...毎年12月31日現在の工業の実態を明らかにすることを目的としており、日本標準産業分類（平成19年11月改定）の「大分類E 製造業」に属する事業所（国及び公共企業

体に属する事業所は除く。)を対象に、事業所数、従業者数、製造品出荷額等を調査する。なお、「平成23年工業統計調査」は、平成24年2月に実施した「平成24年経済センサス-活動調査」の中の製造業に関する調査事項にて把握している。

商業統計調査...5年ごと(本調査の中間年に簡易調査)に商業の実態を明らかにすることを目的に日本標準産業分類「大分類」-卸売・小売業」に属するすべての事業所(国及び地方公共団体が経営する事業所は除く)を対象に事業所数、従業者数、年間商品販売額等を調査する。なお、「平成21年商業統計調査」は、経済センサスの創設に伴い中止となっており、平成24年2月に実施した「平成24年経済センサス-活動調査」の中の商業に関する調査事項にて把握している。

経済センサス-活動調査...我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的としている。

C-2-1 製造品出荷額等

1月1日から12月31日までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

C-2-2 製造業従業者数

12月31日現在(平成23年分データについては平成24年2月1日現在、経済センサス-活動調査結果による)における製造業事業所の常用労働者数、個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。

常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者

重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などのうち、 に該当する者

本書では、従業者4人以上の事業所の数値を掲載している。

C-2-3 商品販売額(卸売業+小売業)

平成19年4月1日から3月31日までの1年間の商業事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。ただし、平成23年分データについては、平成23年1月から12月までの1年間である。

C-2-4 商業従業者数(卸売業+小売業)

平成19年6月1日現在(平成23年分データについては平成24年2月1日現在、経済センサス-活動調査結果による)で主として商業事業所の業務に従事している者をいい、個人事業主と無給家族従業者、会社及び団体の有給役員、常用雇用者をいう。常用雇用者とは、正社員・正職員、パート・アルバイトと呼ばれている者で、一定の期間を定めずに雇用されている者、1か月を超える期間を定めて雇用されている者又は調査期日前2か月間にそれぞれの月において18日以上雇用されている者のいずれかに該当する者をいう。

C-3 事業所規模

C-3-1 従業者規模別事業所数(民営): 総数, #1~9人(#1~4人), #10~19人, #20~29人, #30人以上

C-3-2 従業者規模別従業者数(民営): 総数, #1~9人(#1~4人), #10~19人, #20~29人, #30人以上

C-3-3 第1次産業: 農家数(専業+兼業), 経営耕地面積(#田, #畑)

第2次産業: 事業所数, 従業者数

第3次産業: 事業所数, 従業者数

資料元 総務省統計局「経済センサス-基礎調査」,「経済センサス-活動調査」,農林水産省「世界農林業センサス」,「農林業センサス」

資料元について

経済センサス...事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすること、各種統計調査実施のための基礎資料を得ることを目的とした調査である。農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く全ての事業所及び企業が対象である。

C-3-1 従業者規模別事業所数(民営)

事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われている。

従業者と設備とを有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている。

C - 3 - 2 従業者規模別従業者数（民営）

従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社など別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

従業者の種類区分は次のとおりである。

個人業主.....個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

家族従業者.....個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

なお、家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、常用雇用者又は臨時雇用者に含める。

有給役員.....法人、団体の役員で（常勤、非常勤は問わない。）、給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常用雇用者に含める。

常用雇用者.....その事業所に常時雇用されている人をいう。すなわち、期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は調査日前の2か月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

正社員・正職員...常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。

正社員・正職員以外...常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

臨時雇用者.....1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用される人をいう。

派遣従業者.....いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

C - 3 - 3 産業別

産業分類（日本標準産業分類（平成19年11月改定））

産業大分類は、次のように分類される。

- ・第1次産業.....農業、林業、漁業、
- ・第2次産業.....鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業
- ・第3次産業.....電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）

農家数

ここでいう農家数は、専業農家、第1種兼業農家及び第2種兼業農家の合計数である。

なお、農家とは、調査日現在の経営耕地面積が10アール以上の農業を行う世帯又は過去1年間における農産物販売金額が15万円以上の規模の農業を行う世帯をいう。

また、専業農家とは、世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいい、兼業農家とは、世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。さらに、兼業農家には、農業所得を主とする第1種兼業農家と農業所得を従とする第2種兼業農家がある。

経営耕地面積

ここでいう経営耕地面積とは、経営耕地面積のうち、田、畑及び樹園地の数値の合計である。

C - 4 所得水準

C - 4 - 1 総所得金額 C - 4 - 2 納税義務者数

資料元 茨城県市町村課「市町村財政実態資料」

資料元について

市町村財政実態資料.....各年度分の決算状況について各市町村からの報告を取りまとめたものである。

C - 4 - 1 総所得金額

事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）と、総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額との合計額に、退職所得金額及び山林所得金額を加算した金額。ただし、純損失や雑損失の繰越控除等の適用を受けている場合は、その適用後の金額をいう。

「市町村財政実態資料」には、以下の5種類所得者別に「総所得金額等」として示されており、本書ではその合計を“総所得金額”として掲載している。

給与所得者 営業等所得者 農業所得者 その他の所得者 分離譲渡所得者等
 C - 4 - 2 納税義務者数
 納税義務者数とは、上記に記載されている5種類別所得者の納税義務者の合計である。

C - 5 雇用

C - 5 - 1 雇用者数 C - 5 - 2 自市町村内就業者数

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

C - 5 - 1 雇用者数

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、役員でない人をいう。

なお、役員とは、会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員をいう。

C - 5 - 2 自市町村内就業者数

当該市町村に常住する就業者のうち、従業地が自市町村の者をいい、自宅か自宅外かを問わない。なお、就業者についてはC - 1 - 1を参照。

C - 6 通勤

C - 6 - 1 他市町村への通勤者数 C - 6 - 2 他市町村からの通勤者数

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

C - 6 - 1 他市町村への通勤者

当該市町村に常住する者のうち、県内外を問わず他の市町村で従業する者である。

C - 6 - 2 他市町村からの通勤者

当該市町村で従業する者のうち、県内外を問わず他の市町村に常住する者である。

D 財 政

D - 1 市町村財政

指標値のみ:財政力指数	指標値のみ:実質収支比率	D - 1 - 1 市町村民税収入済額
D - 1 - 2 固定資産税収入済額	D-1-3 自主財源	D - 1 - 4 地方債新規発行額
D - 1 - 5 地方債現在高	D - 1 - 6 歳出決算総額	D - 1 - 7 義務的経費（#人件費）
D - 1 - 8 目的別歳出決算：民生費（#社会福祉費，#老人福祉費，#児童福祉費），衛生費，労働費，農林水産業費，商工費，土木費，消防費，教育費（#小学校費，#中学校費，#社会教育費，#保健体育費），災害復旧費		

資料元 茨城県市町村課「市町村財政実態資料」

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額（標準的に収入しうると考えられる地方税等）の基準財政需要額（地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政運営を行った場合に要する財政需要を示す額）に対する割合で、過去3年間の平均値。1に近いほど財源に余裕があるとされ、1を超える団体は普通交付税の不交付団体となる。計算式は以下のとおりである。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \quad (\text{過去3か年平均})$$

実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合。3～5%が望ましい。

$$\text{実質収支比率}(\%) = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

標準財政規模...地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの。

標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

D - 1 - 1 市町村民税収入済額

市町村民税の徴収決定済額のうち、実際に収納された金額をいう。

D - 1 - 2 固定資産税収入済額

固定資産税の徴収決定済額のうち、実際に収納された金額をいう。

D - 1 - 3 自主財源

自主財源とは、地方税や分担金及び負担金、使用料、手数料など地方公共団体の意思で、ある程度収入額を増額できる自前の財源をいう。

D - 1 - 4 地方債新規発行額、D - 1 - 5 地方債現在高

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいう。現在高とは、前年度までに発行した額のうち償還分を差し引き、新規発行額を加えた年度末現在高である。

D - 1 - 6 歳出決算総額

歳出とは、国又は地方公共団体の財政用語で、一会計年度における一切の支出をいう。

D - 1 - 7 義務的経費

職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費など、地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。

D - 1 - 8 目的別歳出決算額

本書では、以下の項目について目的別歳出決算額を掲載した。

民生費...民生費とは、地域住民のなかで所得あるいは医療保障等を必要とする者に対し、一定の生活水準の維持ないし向上を目的として計上された経費のことである。

衛生費...衛生費とは、住民の健康を保持、増進し、衛生的な生活環境の向上を図るために、結核、伝染病、生活習慣病に対する医療対策、精神衛生対策、食品衛生対策、公害対策などの諸施策に、また、し尿・ごみ処理施設の整備運営に要する経費である。

労働費...労働費とは、地方公共団体が職業訓練の充実、労使関係の安定、失業対策事業、労働者のための各種施設の整備運営及び労働者の福祉向上に努めるための諸施策に要する経費である。

農林水産業費...農林水産業費とは、農林漁業の効率的な運営と、食料の安定した供給を図るため、生産基盤の整備、生産物資流通対策の充実、総合農政対策、農薬、工場排水等による農用地及び漁場等の汚染対策等の諸施策に要する経費である。

商工費...商工費とは、地域における商工業経営の近代化、合理化を図るため、中小企業の指導育成、工業団地の建設、消費流通対策、観光施設の整備等の諸施策に要する経費である。

土木費...土木費とは、地域住民の生活環境の整備を図るため、道路、住宅、公共下水道、都市公園等の各種公共施設の建設、整備のために要する経費である。

消防費...消防費とは、火災を予防、警戒及び鎮圧し、地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水害、地震等の災害による被害を軽減し、地域住民の公共の福祉を増進するために要する経費である。

教育費...教育費は、教育総務費、小学校費、中学校費、高等学校費、特殊学校費、幼稚園費、社会教育費、保健体育費及び大学費から成り、本書では、教育費総額のほかに、内訳として小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費を掲載した。

災害復旧費...災害復旧費とは、暴風、豪雪、洪水、高潮、地震などの災害により農林水産施設や他の施設が被った被害に対して、原状回復等を行うなどの種々の施設復旧に要する経費である。

E 学 校 教 育

E - 1 教育施設

E - 1 - 1 公立小学校数	E - 1 - 2 公立中学校数	E - 1 - 3 幼稚園数 (公立 + 私立)
------------------	------------------	--------------------------

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」(学校基本調査)

資料元について

茨城の学校統計(学校基本調査).....毎年5月1日現在の次に掲げる全ての学校について実施される調査である。

学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学(短期大学を含む。)、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条に規定する各種学校

E - 1 - 1 公立小学校数、E - 1 - 2 公立中学校数、E - 1 - 3 幼稚園数(公立 + 私立)

学校の本校のみならず、分校も1校として数えており、小学校と中学校が併設されている場合はそれぞれ1校として数えている。なお、公立学校(公立幼稚園)とは、都道府県、市町村又はこれらの一部事務組合

が設置した小・中学校（幼稚園）であり，国立のものは含まれていない。

E - 2 児童・生徒

E - 2 - 1 公立小学校児童数 E - 2 - 2 公立中学校生徒数

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」(学校基本調査)

E - 2 - 1 公立小学校児童数，E - 2 - 2 公立中学校生徒数

5月1日現在，それぞれの学校に在籍する児童・生徒の総数である。したがって，休学中の者，観護措置に付されている者，少年院又は児童自立支援施設以外の保護機関に送られている者及び特別支援学級の児童・生徒は含まれる。また，特別支援学級が当該学校の敷地内になく，病院や療養所などに設置されている場合でも，その児童・生徒は含まれている。

なお，少年院又は児童自立支援施設に収容されている者及び1年以上居所不明の者は在籍者には含まれていない。

E - 3 教員

E - 3 - 1 公立小学校教員数（本務） E - 3 - 2 公立中学校教員数（本務）

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」(学校基本調査)

E - 3 - 1 公立小学校教員数（本務），E - 3 - 2 公立中学校教員数（本務）

校長，副校長（平成20年以降），教頭，主幹教諭（平成20年以降），指導教諭（平成20年以降），教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭（平成16年以降）及び講師の合計である。

本務と兼務の区別は，原則として辞令面によっている。本務者には退職者，産休者，育児休業者，産休代替者及び育児休業代替者も含まれている。

E - 4 公立学校学級数

E - 4 - 1 公立小学校学級数 E - 4 - 2 公立中学校学級数

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」(学校基本調査)

E - 4 - 1 公立小学校学級数，E - 4 - 2 公立中学校学級数

5月1日現在認可を受け，又は届出をしている等，正規の手続きを完了している学校の学級数である。同学年の児童生徒で編制される「単式学級」，2以上の学年の児童生徒で編制される「複式学級」に，「特別支援学級」を加えた数値である。

E - 5 公立学校長期欠席児童・生徒

E - 5 - 1 公立小学校長期欠席児童数（#病気による欠席者，#不登校による欠席者）

E - 5 - 2 公立中学校長期欠席生徒数（#病気による欠席者，#不登校による欠席者）

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」(学校基本調査)

E - 5 - 1 公立小学校欠席児童数，E - 5 - 2 公立中学校欠席生徒数

当該年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒数である。

ただし，調査期の当該年4月1日現在で15歳以上の者のうち，1年間にわたり居所不明又は全く出席しなかった場合は除かれている。

「病気による長期欠席児童・生徒」及び「不登校による長期欠席児童・生徒」とは，以下の者のことをいう。

・病気による長期欠席児童・生徒

長期欠席児童・生徒のうち，本人の心身の故障等（「けが」を含む。）のため長期欠席した者をいう。

・不登校による長期欠席児童・生徒

何らかの心理的，情緒的，身体的若しくは社会的要因・背景により登校しない又はしたくともできない状況にある者をいう。ただし，「病気」や「経済的な理由」による者を除く。

E - 6 上級学校進学者

E - 6 - 1 中学校卒業者数（公立＋私立）（#高等学校進学者数）

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」(学校基本調査)

E - 6 - 1 中学校卒業者数，高等学校進学者数

中学校の卒業者とは，調査年の3月に公立及び私立の中学校を卒業した者をいい，高等学校進学者とは，中学校卒業者のうち，次に掲げる学校に進学した者をいう。なお，専修学校，各種学校，高等学校の通信制課程などへの進学者は含まれていない。

高等学校本科（全日制，定時制）又は別科（全日制，定時制）

中等教育学校後期課程本科（全日制，定時制）又は別科

高等専門学校

特別支援学校高等部の本科又は別科

また，進学者数には， から のほかに，「就職進学者」も含まれている。

就職進学者とは，中学校卒業者が就職して高等学校（定時制のみ）へ進学した者をいう。就職者とは，給料，賃金，利潤，報酬その他経常的収入を得る仕事に就いた者をいう。自家自営業に就いた者は含めていないが，家事の手伝いや，臨時的な仕事に就いた者は含まれていない。

なお，進学した者で5月1日までに退学した場合は進学者とはされない。

F 医 療

F - 1 医療施設

F - 1 - 1 一般病院数 F - 1 - 2 一般診療所数 F - 1 - 3 歯科診療所数 F - 1 - 4 一般病院一般病床数

資料元 厚生労働省「医療施設調査」

資料元について

医療施設調査...病院及び診療所(以下「医療施設」という。)について，その分布及び整備の実態を明らかにするとともに，医療施設の診療機能を把握し，医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。医療施設から提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき毎月実施される動態調査と，3年ごとの10月1日現在で開設している全ての医療施設に対し実施される静態調査からなる。

F - 1 - 1 一般病院

病院とは，医師又は歯科医師が，医業又は歯科医業を行う場所であって，20人以上の患者を入院させるための施設を有するものであり，次のように分類される。

精神病院.....精神病床のみを有する病院

結核療養所.....結核病床のみを有する病院

地域医療支援病院.....地域医療に必要な支援要件を満たした病院（都道府県知事の承認を要する）

特定機能病院.....高度の医療の提供，高度の医療技術の開発及び医療研修の実施等の要件を満たした病院（厚生労働大臣の承認を要する）

一般病院.....上記以外の病院

F - 1 - 2 一般診療所，F - 1 - 3 歯科診療所

医師又は歯科医師が管理し，主として医業又は歯科医業を行う場所であって，かつ，患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させる施設を有するものをいう。

なお，医師又は歯科医師が往診のみによって診療に従事しているものは診療所に含まれていない。

F - 1 - 4 一般病院一般病床数

病床数とは，医療法第27条に基づき使用許可を受けている病床数をいい，次の5種類に分類される。

精神病床.....精神科病院及び一般病院の精神疾患を有するものを入院させるための病床

感染症病床.....一般病院の感染症の患者を入院させるための病床

結核病床.....結核療養所及び一般病院の結核の患者を入院させるための病床

療養病床.....主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床

一般病床.....上記以外の病床

なお，本書でいう「一般病院一般病床数」とは，上記のうち「一般病床」の数である。

F - 2 医療関係従事者

F - 2 - 1 医師数 F - 2 - 2 歯科医師数 F - 2 - 3 看護師数，准看護師数

資料元 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」，茨城県医療対策課資料

資料元について

医師・歯科医師・薬剤師調査...医師，歯科医師及び薬剤師について，性別，年齢，業務の種別，従事場所及び診療科名(薬剤師を除く。)等による分布を明らかにし，厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。2年ごとの12月31日現在で，届出義務者である医師，歯科医師，薬剤師から提出される各届出票を調査の客体として集計し，その結果を公表している。

F - 2 - 1，F - 2 - 2 医師，歯科医師

医師法に規定する医師国家試験又は歯科医師法に規定する歯科医師国家試験に合格し，厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。

医師・歯科医師のうち，本書では以下の施設に従事している者の合計を掲載している。

病院（医育機関付属を除く）の開設者又は法人の代表者 病院（医育機関付属を除く）の勤務者
医育機関付属の病院の勤務者 診療所の開設者又は法人の代表者 診療所の勤務者

F - 2 - 3 看護師・准看護師数

看護師及び准看護師のうち、看護業務に現に従事している者である。看護師（准看護師）、助産師、保健師の免許を二つ以上持っていて現にそれぞれの業務に従事している場合は、主として従事しているものに計上された従業地別の数値である。

F - 3 保健活動

F - 3 - 1 結核健康診断受診者数 F - 3 - 2 胃がん検診受診者数 F - 3 - 3 肺がん検診受診者数
F - 3 - 4 保健師数

資料元 茨城県保健予防課資料，厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」，茨城県医療対策課資料

F - 3 - 1 結核健康診断受診者数，F - 3 - 2 胃がん検診受診者数，F - 3 - 3 肺がん検診受診者数
市町村が実施主体となって，当該年度中に行った検診の受診延人員数である。

F - 3 - 4 保健師数

保健師のうち、保健業務に現に従事している者の数であり、看護師、准看護師、助産師、保健師の免許を二つ以上持っていて現にそれぞれの業務に従事している場合は、主として従事しているものに計上された従業地別の数値である。（市町村保健師のみ。）

F - 4 救急活動

F - 4 - 1 救急告示：病院・一般診療所数
F - 4 - 2 救急協力：病院・一般診療所数（#病院数，#一般診療所数）

資料元 茨城県医療対策課資料

F - 4 - 1 救急告示病院数・救急告示一般診療所数

医師が常時診療に従事し、手術などに必要な施設及び設備を備え、優先的に使用できる病床を備えるなど一定の基準に該当する病院又は診療所であって、その開設者から都道府県知事に対して救急業務に協力する旨の申出があり、その旨が告示された施設数をいう。

F - 4 - 2 救急協力病院・救急協力一般診療所

急病患者の医療を確保するため、県独自の規則に基づき指定した病院及び一般診療所のことをいう。

F - 5 医療品販売施設

F - 5 - 1 薬局数

資料元 茨城県薬務課資料

F - 5 - 1 薬局数

薬事法第4条第1項の規定により許可を受けている薬局（同条第2項の規定により更新を受けたものを含む。）数である。医療施設、診療所内の通称薬局といわれるものは含まれていない。

G 健 康

指標値のみ：標準化死亡率

標準化死亡率

市町村別の死亡率を比較しようとする場合、それぞれの地域における人口の年齢構成の違いが影響する。この影響を除去する目的で年齢構成が一定であった時に予期される死亡率を推計したものである。

本書では、年齢5歳階級別の特殊死亡率を算出し、昭和60年国勢調査の全国人口の年齢構成に合わせて予期される各市町村の1,000人あたりの死亡率を推計した。

計算式は、以下のとおりである。

$$\text{標準化死亡率} = \frac{\sum_{\text{年齢}} \left(\left[\begin{array}{c} \text{計算年の} \\ X \sim X + 4 \\ \text{歳死亡率} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{昭和 60 年の} \\ X \sim X + 4 \\ \text{歳人口} \end{array} \right] \right)}{\text{昭和 60 年の人口}} \times 1000$$

指標値のみ:平均寿命

資料元 厚生労働省大臣官房統計情報部「市区町村別生命表」

資料元について

市区町村別生命表……厚生労働省で作成している生命表には、全国単位の「完全生命表」、簡易生命表、都道府県・指定都市単位の「都道府県別生命表」及び市区町村単位の「市区町村別生命表」がある。

市区町村別生命表は、死亡状況を市区町村単位で把握し、比較分析に資することを目的としたものであり、人口動態統計及び国勢調査のデータを用いて作成している。市区町村別生命表では5歳階級ごと（5歳未満は0歳と1～4歳に分割）の死亡率を推定して生命表諸関数を算定している。

平均寿命

0歳の平均余命のことである。X歳に達した者が、その後生存できると期待される平均年数をX歳の平均余命という。

G - 1 主要死因別死亡者数

G - 1 - 1生活習慣病（#悪性新生物，#脳血管疾患，#高血圧性疾患，#心疾患，#糖尿病）

G - 1 - 2結核 G - 1 - 3肺炎・気管支炎 G - 1 - 4自殺

資料元 厚生労働省「人口動態統計」，茨城県厚生総務課「茨城県保健福祉統計年報」

G - 1 - 1 生活習慣病，G - 1 - 2 結核，G - 1 - 3 肺炎・気管支炎，G - 1 - 4 自殺

死因の分類

本書では、「第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類（ICD-10）」に若干の修正、細分を施し、人口動態調査用として作成した「死因簡単分類表」のうち、次に示す死因による死亡者数を掲載している（右数値は死因簡単分類コード）。

悪性新生物……02100 糖尿病……04100

高血圧性疾患……09100 心疾患(高血圧性除く)……09200

脳血管疾患……09300

肺炎・気管支炎……肺炎(10200)，急性気管支炎(10300)，慢性閉塞性肺疾患(10400)及びその他の呼吸器系の疾患(10600)の計

結核……01200 自殺……20200

このほか、生活習慣病として上記の悪性新生物、糖尿病、高血圧性疾患、心疾患（高血圧性除く）、脳血管疾患の合算値を掲載した。

複合死因の場合は、死亡診断書の記載に基づいて原死因（直接死因を引き起こした一連の病的事象の起始点となった疾病又は負傷）を選択して分類することになっている。なお、県計値には死因不詳が含まれている。

G - 2 食中毒患者数

G - 2 - 1食中毒患者数

資料元 茨城県生活衛生課資料

G - 2 - 1 食中毒患者数

食中毒患者とは、食中毒統計調査にいう「食中毒患者」をさし、中毒の疑いがある者や死者が含まれる。

なお、患者数については、事件の原因施設の管轄地により表章したものであり、本書の県の値には県外居住者等についても含めているため、市町村の合計値とは一致しない。

G - 3 乳児の出生と死亡

G - 3 - 1出生数 + 死産数（#死産数，#出生数）

G - 3 - 2乳児死亡数

G - 3 - 3 2500g未満児出生数

資料元 茨城県厚生総務課「茨城県人口動態統計」

G - 3 - 1 死産数

妊娠満12週以後の死児の出産をいい、死児とは出産後において心臓はく動、随意筋の運動及び呼吸のいずれもが認められないものをいう。本書では、自然死産数と人工死産数の合計であり、届出に記載された母親の住所地による区分の年間の数値である。

G - 3 - 2 乳児死亡数

生後1年末満の死亡をいう。届出に記載された住所地による区分の年間の数値である。

G - 3 - 3 2500g未満児出生数

体重が2500g未満で出生した乳児の数である。届出に記載された住所地による区分の年間の数値である。

H 労働

H - 1 就業機会

H - 1 - 1 完全失業者数 H - 1 - 2 労働力人口 指標値のみ:完全失業率

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

H - 1 - 1 完全失業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人をいう。

H - 1 - 2 労働力人口

15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたものである。

「就業者」とは、調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人のほか、休業者も含む。

なお、休業者とは、勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は、勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている人をいう。

完全失業率

「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合。

I 居住環境

I - 1 住宅の数

I - 1 - 1 住宅に住む世帯数 I - 1 - 2 持ち家世帯数

I - 1 - 3 借家世帯数（# 公営・都市再生機構・公社住宅、# 民営借家、# 給与住宅）

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

住宅の所有関係

人が居住する住宅及び住宅以外で人が居住する建物について、所有の関係を次のとおり区分している。

持ち家

借家... 公営の借家、都市再生機構（旧公団）・公社の借家、民営借家、給与住宅

住宅以外で人が居住する建物... 自己所有又は賃貸・貸与

持ち家.....そこに居住している世帯が全部または一部を所有している住宅。最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。

借家.....そこに居住している世帯以外の者が所有又は管理している住宅。

なお、間借りの世帯を除いているので、持ち家と借家の合計と住宅に住む世帯数は一致しない。

I - 2 公害

I - 2 - 1 公害苦情受理件数

資料元 茨城県環境対策課資料

I - 2 - 1 公害苦情受理件数

苦情受理件数とは、以下の公害について苦情を受理した件数である。

大気汚染 水質汚濁 土壌汚染 騒音 振動 地盤沈下 悪臭 廃棄物等

I - 3 水道

I - 3 - 1 給水人口

資料元 茨城県生活衛生課「茨城県の水道」

資料元について

茨城県の水道.....各年度末現在、認可を受けている上水道、簡易水道、専用水道について調査している。

I - 3 - 1 給水人口

給水区域内に居住し水道（上水道（計画給水人口が5,001人以上）、簡易水道（計画給水人口が101人以上5,000人以下）及び専用水道（寄宿舍、社宅等の自家用水道等で100人を超える居住者に給水するもの又は1日最大給水量が20m³を超えるものをいう）を合計したもの）により給水を受けている人口

で通勤者や観光客は含まれない。

1 - 4 下水道

I - 4 - 1 現在排水区域面積 I - 5 - 2 現在排水人口 I - 5 - 3 現在処理区域面積

資料元 茨城県市町村課「市町村公共施設の状況」

資料元について

市町村公共施設状況調査……地方公共団体における公共施設の現況を把握し、住民福祉の向上と地方公共団体の能率的な行政に資するための資料を作成することを目的に、毎年度、総務省において実施されているものである。

下水道

本書では、下水道として、「公共下水道」の数値を掲載している。「公共下水道」とは、主として市街地における下水（汚水又は雨水）を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものである。これには、汚水と雨水を同一の管路で排除する合流式と、汚水と雨水を別々の管路で排除し、汚水のみを終末処理場で処理する分流式とがある。

I - 4 - 1 現在排水区域面積, I - 5 - 3 現在処理区域面積

下水道法第9条の規定により、供用の開始が公示された区域の面積をいう。

I - 4 - 2 現在排水人口

下水道法第9条の規定により供用の開始が公示された区域内の人口をいう。

I - 5 し尿処理

I - 5 - 1 処理人口 I - 5 - 2 年間総収集量

資料元 茨城県市町村課「市町村公共施設の状況」

I - 5 - 1 処理人口

市町村長が一般廃棄物の処理を要するとした区域のうち、実際にし尿の収集が行われている区域の人口である。

I - 5 - 2 年間総収集量

市町村直営分のほか、委託方式がとられていれば当該委託分を含め、また、許可業者方式がとられていれば当該許可業者分も含めた、し尿の収集量である。

1 - 6 ごみ処理

I - 6 - 1 処理人口 I - 6 - 2 年間総収集量

資料元 茨城県市町村課「市町村公共施設の状況」

I - 6 - 1 処理人口

市町村長が一般廃棄物の処理を要するとした区域のうち、実際にごみの収集が行われている区域の人口である。

I - 6 - 2 年間総収集量

市町村直営分のほか、委託方式がとられていれば当該委託分を含め、また、許可業者方式がとられていれば当該許可業者分も含めた、ごみの収集量である。

I - 7 小売店

I - 7 - 1 小売店数（#衣料品店数, #食料品店数） I - 7 - 2 小売店売場面積

資料元 茨城県統計課「茨城の商業」（商業統計調査）、総務省統計局「経済センサス - 活動調査」

I - 7 - 1 小売店数

平成19年11月改定の日本標準産業分類の「卸売業, 小売業」のうち、「各種商品小売業」～「無店舗小売業」に該当する民営の事業所である。

衣料品店, 食料品店

それぞれ、日本標準産業分類による「織物・衣服・身の回り品小売業」及び「飲食料品小売業」に該当する民営事業所である。

I - 7 - 2 小売店売場面積

小売業の事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積をいう。ただし、ガソリンスタンド, 自動車（新車・中古車）小売業, 牛乳小売業（宅配専門）, 新聞小売業（宅配専門）, 畳小売業及び建具小売業を除く。

I - 8 飲食店

I - 8 - 1 飲食店数

資料元 総務省統計局「経済センサス - 基礎調査」, 「経済センサス - 活動調査」

I - 8 - 1 飲食店数

日本標準産業分類による「宿泊, 飲食サービス業」のうち「飲食店」に該当する民営事業所である。食堂, レストラン, 日本料理店, 料亭, 中華料理店, ラーメン店, 焼き肉店, そば・うどん店, すし店, 酒場, ビヤホール, バー, キャバレー, ナイトクラブ, 喫茶店, ハンバーガー店, お好み焼・焼きそば・たこ焼店, 他に分類されないその他の飲食店がある。

I - 9 サービス関係店舗

I - 9 - 1 金融機関店舗数 I - 9 - 2 金融機関店舗数 (郵便局含む) I - 9 - 3 理容・美容店数 I - 9 - 4 クリーニング店数

資料元 社団法人茨城県銀行協会資料, 茨城県信用農業協同組合連合会資料, 茨城県信用漁業協同組合連合会資料, 日本郵便株式会社関東支社資料, 茨城県生活衛生課資料

I - 9 - 1, I - 9 - 2 金融機関店舗数

ここで金融機関店舗として含めたものは, 全国銀行 (都市銀行, 地方銀行, 信託銀行), 信用金庫, 信用組合, 農業協同組合及び水産業協同組合の数である。ただし, 農業協同組合及び水産業協同組合については, 信用事業を営むものについてのみ含めた。なお, 本書では, 実態として金融機関とみられる郵便局を含めた場合も別途掲載した。

I - 9 - 3 理容・美容店数

理容師法, 美容師法による理容所と美容所の施設数である。

I - 9 - 4 クリーニング店数

クリーニング業法によるクリーニング所の施設数である。受け渡しのみを行う取次所も含んでいる。

I - 10 道路

I - 10 - 1 道路実延長: 主要道路実延長 (# 一般国道, # 主要地方道, # 一般県道) I - 10 - 2 市町村道実延長 I - 10 - 3 舗装道路実延長: 主要道路, 市町村道

資料元 茨城県道路維持課「道路施設現況調査」

資料元について

道路施設現況調査.....道路法第3条による高速自動車国道, 一般国道, 都道府県道及び市町村道について, 毎年4月1日現在の状況を調査したものである。

I - 10 - 1 道路実延長

高速自動車国道を除く道路の総延長から重用延長, 未供用延長及び渡船延長を除いた延長をいう。なお, 道路とは, 道路法にいう一般交通の用に供する道で, 高速自動車国道, 一般国道, 都道府県道及び市町村道をいう。

「総延長」は, 道路法の規定に基づき指定又は認定されて路線の全延長であり, 「重用延長」は上級の路線に重複している区間の延長である。また「未供用延長」は, 路線の認定の告示がなされているが, まだ供用開始の告示がなされていない区間の延長であり, 「渡船延長」は, 海上, 河川, 湖沼部分で渡船施設があり, 道路法の規定に基づき供用開始されている区間の延長である。

なお, トンネル, 橋りょう, 道路用エレベーター等道路と一体となっている施設は含まれるが, 農道, 林道はここでは道路に含まれていない。

主要道路実延長

本書では, 一般国道と主要地方道 (主要市道を含む。) 及び一般県道を主要道路とし, これらの実延長の合計をもって主要道路実延長としている。

I - 10 - 2 市町村道実延長

市町村の区域内に存する道路の実延長で, 市町村長がその路線を認定したものをいう。

I - 10 - 3 舗装道路実延長

舗装道路とは, 人や車両が円滑でかつ安全な交通を図るとともに, 沿道環境の保全に資するため, 道路面を石片, アスファルト, セメントなどで固めたものをいう。本書では, セメント系・アスファルト系舗装道及び簡易舗装道を合計したものである。また, 主要道路は, 上に記載した内容と同じである。

I - 1 1 自動車

I - 1 1 - 1 保有自動車数：# 乗用車数（# 自家用乗用車数），# 軽自動車数

資料元 関東運輸局「市区町村別自動車保有車両数」, 全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」

I - 1 1 - 1 保有自動車

「登録自動車」, 「小型二輪自動車」及び「軽自動車」の合計をいう。

なお, 登録自動車とは, 道路運送車両法の規定により自動車登録ファイルに登録されたものであり, 種別としては, 普通自動車, 小型自動車（二輪を除く。）, 大型特殊自動車に分けられる。

市町村の合計値が県値に一致しないのは, 県値に住所不明分を加算しているためである。

乗用車, 自家用乗用車

乗用車とは, 自動車保有車両にいう「乗用車」をさし, そのうち自家用のものを自家用乗用車という。

なお, 乗用車数, 自家用乗用車数には, 軽自動車の自家用分は含めていない。

I - 1 2 郵便

I - 1 2 - 1 郵便局数

資料元 日本郵便株式会社関東支社資料

I - 1 2 - 1 郵便局数

直営の郵便局（分室も含む。）及び簡易郵便局の合計数である。ある季節中に限って開設される定期開設局及び何らかの事情により閉鎖されている閉鎖局も含まれている。

J 社会 保 障

J - 1 社会福祉施設

J - 1 - 1 保育所数 J - 1 - 2 保育所定員

資料元 茨城県厚生総務課「保健医療福祉施設等一覧」, 厚生労働省「社会福祉施設等調査」

資料元について

社会福祉施設等調査……毎年10月1日現在で, 全国の社会福祉施設等の数, 在所者, 従事者の状況等を把握し, 社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

J - 1 - 1 保育所数, J - 1 - 2 保育所定員

保育所とは, その児童の保護者が就労, 疾病, 病人等の看護を日中常態としているため, その児童の保育にあたれず, かつ同居者がその児童の保育にあたることができない場合, 保護者に代わって日々保育する児童福祉施設である。

保育所数は, 都道府県知事の認可を受けた保育所の総数であり, 企業等がその従業者のために開設した託児所等はここでいう保育所には含まれない。

なお, 保育所定員は, 「社会福祉施設等調査」によるもので, 公営及び私営の数値の合計である。

J - 2 社会保障対象者

J - 2 - 1 生活保護被保護世帯数（年度間平均） J - 2 - 2 生活保護被保護実人員（年度間平均）

J - 2 - 3 身体障害者手帳交付数

資料元 茨城県福祉指導課資料, 茨城県障害福祉課資料

生活保護

生活保護法に基づいて国が生活に困窮する全ての国民に対し, 困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し, その自立を助長することを目的として, 最低限度の生活需要の不足分を給付する制度である。

生活保護の給付は, 原則として世帯を単位としてその要否及び程度が定められるが, 個人を単位として定めることもできる。

生活保護の扶助には, 次の8種類がある。

生活扶助……衣服, その他日常生活に必要な金銭（現物）の給付を行う。

教育扶助……義務教育を受けるために必要な金銭（現物）の給付を行う。

住宅扶助……居住に必要な金銭（現物）の給付を行う。

医療扶助……治療を受けるに必要な金銭（現物）の給付を行う。

介護扶助……介護に必要な金銭（現物）の給付を行う。

出産扶助……出産に必要な金銭（現物）の給付を行う。

生業扶助……生業, あるいは就労に必要な金銭（現物）の給付を行う。

葬祭扶助……葬祭のために必要な金銭（現物）の給付を行う。

これらの扶助は、要保護者必要に応じ、単給又は併給して受けることができる。

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始される。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができる。

J - 2 - 1 生活保護被保護世帯数（年度間平均）、J - 2 - 2 生活保護被保護実人員（年度間平均）

現に保護を受けた世帯、人員及び保護停止中の世帯、人員の計である。

現に保護を受けた世帯、人員は、保護給付を併給されていても1人として数えられている。

なお、月単位で把握された数の年度間月当たり平均値である。

J - 2 - 3 身体障害者手帳交付数

各年度末現在における身体障害者手帳交付台帳登載数をまとめたものである。紛失などによる再交付分は含まれていない。

身体障害者手帳

身体に障害のある者（本人が15歳未満の場合はその保護者）が都道府県知事の定める医師の診断書を添えて申請し、これに基づき居住地の都道府県知事（茨城県の場合は福祉相談センター）が審査し、交付するものである。

J - 3 民生委員（児童委員）

J - 3 - 1 民生委員（児童委員）数 J - 3 - 2 民生委員（児童委員）相談・支援件数

資料元 茨城県福祉指導課資料

J - 3 - 1 民生委員（児童委員）

民生委員法及び児童委員法に基づき、都道府県知事又は政令指定都市及び中核市の市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱した者である。

民生委員（児童委員）の活動は、地域住民の福祉増進のための相談、指導など自主的活動や、福祉事務所等の関係行政機関への協力活動と広範囲に及んでいる。また、任期は3年とされているが、何らかの理由で欠員が出た場合は、新たに補欠が推薦され、その任期は前任者の残任期間とされている。

なお、民生委員（児童委員）の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事、市町村長の意見に基づいて定められている。

J - 3 - 2 民生委員（児童委員）相談・支援件数

民生委員法及び児童福祉法の規定に基づく民生委員（児童委員）が、地域住民の福祉増進のための介護保険、健康・保健医療、子育て、母子保健、子どもの地域生活、子どもの教育・学校生活、生活費、年金、保険、仕事等に関する相談・指導等の活動状況を合計した延べ件数をいう。

J - 4 福祉活動状況

J - 4 - 1 共同募金額

資料元 茨城県共同募金会資料

J - 4 - 1 共同募金額

一般募金（法人・学校職域・戸別・その他）と歳末たすけあい募金の合計である。

J - 5 生活福祉資金

J - 5 - 1 生活福祉資金貸付件数 J - 5 - 2 生活福祉資金貸付額

資料元 茨城県社会福祉協議会資料

J - 5 - 1 生活福祉資金貸付件数、J - 5 - 2 生活福祉資金貸付額

貸付額は、新規に申し込みのあったものに対して、年度中に貸付け決定した貸付額である。資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、住宅資金、不動産担保型生活資金の4種類があり、それぞれ貸付限度額、償還期間などが定められている。

生活福祉資金貸付制度

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度である。都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市町村社会福祉協議会が窓口となって実施している。低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行う。

Ｊ - 6 国民年金

Ｊ - 6 - 1 国民年金被保険者数：# 第 1 号被保険者，# 第 3 号被保険者

Ｊ - 6 - 2 国民年金受給権者数：# 老齢給付分 Ｊ - 6 - 3 国民年金受給年金額：# 老齢給付分

資料元 厚生労働省「国民年金事業年報」

国民年金制度

農林漁家従事者，自営業者などを対象として，老齢，障害，死亡など所得能力の喪失に対して本人や遺族の生活の安定を図るために一定の年金給付を行うことを目的として，昭和 36 年 4 月に発足した制度である。

戦後の平均寿命の伸長により急速に高齢化が進んでいることから国民全体の公平性の確保を目的として，他の公的年金制度加入者をも含め，基本的に 20 歳以上 60 歳未満の国民を被保険者とする新制度が昭和 61 年 4 月から施行された。

また，給付面においては，新制度では，基礎年金（老齢基礎年金，障害基礎年金，遺族基礎年金）の考え方を導入し，被用者年金制度を含めた公的年金制度の基礎的給付部分を一元化したものになっている。

Ｊ - 6 - 1 国民年金被保険者数

被保険者は，20 歳以上 60 歳未満をを対象とし，次の 4 種類に分類される。

第 1 号被保険者..... 農林漁家従事者，自営業者，学生等

第 2 号被保険者..... 厚生年金保険など被用者年金制度の加入者（民間サラリーマン，公務員等）

第 3 号被保険者..... 第 2 号被保険者の被扶養配偶者

任意加入被保険者..... 60 歳以上満 65 歳未満の者，20 歳以上 65 歳未満の外国在住の日本人等

なお，本書では，第 1 号被保険者数及び第 3 号被保険者数を掲載している。

Ｊ - 6 - 2 国民年金受給権者数

国民年金受給権者とは，国民年金法に基づく各種年金を受給する権利をもち，本人の請求により裁定された者をいう。この受給権者には，所得制度や他の公的年金との関係で支給停止されている者も含む。

なお，受給権者数のうち，老齢給付受給権者数を内数で掲載した。

また，市町村の合計値と県値が一致しないのは，県値に住所不明者分を加算しているためである。

Ｊ - 6 - 3 国民年金受給年金額

国民年金受給年金額とは，国民年金受給権者数が有する年金総額のうち，支給停止額（支給停止されている者が，仮に支給停止されていない場合に支給される額）を除いた額をいう。

なお，受給年金額のうち，老齢給付分を内数で掲載した。

また，市町村の合計値と県値が一致しないのは，県値に住所不明者分を加算しているためである。

Ｊ - 7 国民健康保険

Ｊ - 7 - 1 国民健康保険被保険者数（年度間平均）

 Ｊ - 7 - 2 国民健康保険医療費

資料元 茨城県厚生総務課「国民健康保険事業状況」

資料元について

国民健康保険事業状況..... 各国民健康保険者の国民健康保険事業報告書（事業年報）に基づき，茨城県の国民健康保険事業の運営状況を取りまとめたものである。

Ｊ - 7 - 1 国民健康保険被保険者数， Ｊ - 7 - 2 国民健康保険医療費

被保険者の適用者以外の一般国民を対象とし，その疾病，負傷，出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うことを目的とする制度である。

保険者は，市町村と市町村が行う国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認められるときに限って都道府県知事の認可を受けて設立する国民健康保険組合である。

他の医療保険加入者や生活保護受給世帯を除く全ての人が被保険者となる。本書では，保険者が市町村であるものについて掲載している。

Ｊ - 8 後期高齢者医療

Ｊ - 8 - 1 後期高齢者医療平均被保険者数（年度間平均）

 Ｊ - 8 - 2 後期高齢者医療費

資料元 茨城県後期高齢者医療広域連合「後期高齢者医療概況」

後期高齢者医療

老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）により昭和 58 年 2 月 1 日から実施されていた老人保険制度が廃止され，「後期高齢者医療制度」として，平成 20 年 4 月 1 日から実施された。

後期高齢者医療の対象となるのは，満 75 歳以上（満 65 歳以上満 75 歳未満で一定の障害がある者で，市町村長が認めた者も含む）で，後期高齢者医療を受けようとする者がその市町村に居住を有する場合で

ある。なお、生活保護を受けている場合や、在留資格が1年未満で日本の国籍を有しない場合等は、対象とならない。

J - 8 - 1 後期高齢者医療平均被保険者数（年度間平均）

後期高齢者医療制度による被保険者の年度間平均をいう。

J - 8 - 2 後期高齢者医療費

後期高齢者医療制度による医療給付額をいう。

J - 9 医療福祉費支給制度

J - 9 - 1 医療福祉費支給制度対象者数

資料元 茨城県厚生総務課資料

J - 9 - 1 医療福祉費支給制度対象者数

医療福祉費支給制度の対象となる重度心身障害者、小児、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）、妊産婦などの合計の数である。市町村独自の上乗せ分については含まれていない。

K 社会教育・文化・スポーツ

K - 1 社会教育・文化施設等

K - 1 - 1 公民館数 K - 1 - 2 公立図書館数 K - 1 - 3 公立図書館蔵書数 K - 1 - 4 公立図書館登録者数
K - 1 - 5 公立図書館貸出冊数 K - 1 - 6 文化財指定件数

資料元 茨城県教育庁生涯学習課資料、茨城県立図書館資料、茨城県教育庁文化課資料

K - 1 - 1 公民館数

社会教育法の規定に基づいて設置された「公民館」であり、市町村その他一定区域内の住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、地域住民の生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした地域社会における社会教育の中心施設である。

公民館は、本館と分館に分けられ、分館とは、社会教育法第21条第3項の規定により設置されたもので、市町村教育委員会が維持・管理・運営に当たっているもの（地方自治法第244条の2第3項に基づき管理者を指定しているものを含む。）をいう。

本書では、分館も1館として計上している。

K - 1 - 2 公立図書館数

図書館法第2条第2項に規定する図書館のうち、地方公共団体が設置するものをいう。また、分館もそれぞれ1館として計上している。

なお、「分館」のうち、地方公共団体の設置する図書館については、条例又は教育委員会規則により、本館に所属して設置されたもので、特定の施設設備がその用に供せられ、特定の職員が配置されて図書館奉仕が行われているものをいう。

K - 1 - 3 公立図書館蔵書数

公立図書館で閲覧に供している図書冊数をいう。なお、委託された図書及び未整理分も含まれる（雑誌は含まれない）。

K - 1 - 4 公立図書館登録者数

公立図書館において、あらかじめ館外貸出を受けるために登録した者の延べ数をいう。

K - 1 - 5 公立図書館貸出冊数

公立図書館における館外貸出図書延べ冊数をいう。なお、自動車文庫及び巡回文庫分も含まれる。

K - 1 - 6 文化財指定件数

ここでいう文化財指定件数は、国指定、県指定、市町村指定の合計で年度末の数値である。ただし、県値には全県指定の件数を含んでいるため、市町村の合計値と一致しない。

K - 2 公共スポーツ施設

K - 2 - 1 運動広場数 K - 2 - 2 テニスコート数 K - 2 - 3 クロッカー・ゲートボールコート数

K - 2 - 4 体育館数 K - 2 - 5 プール数

K - 2 - 6 公立小・中・高等学校体育施設開放校数：屋外運動場，屋内運動場，プール

資料元 茨城県教育庁保健体育課資料

公共スポーツ施設

市町村が設置し、直接管理・運営している施設、又は法令等に基づいてその管理・運営を他の団体に委

託しているスポーツ施設をいう。

K - 2 - 1 運動広場数

本書でいう「運動広場数」は、多目的広場、野球場、ソフトボール場、陸上競技場及び球技場を合計したものをいう。

K - 2 - 6 学校体育施設開放校数

学校体育施設開放とは、「学校教育活動以外の目的のために、学校体育施設を、自校の児童・生徒又は地域住民一般の使用に供すること」をいうが、その使用目的を余暇活動としてのスポーツ、身体的レクリエーション活動（子どもの遊びを含む）に限定した数字がとられている。

開放の状況（昼間のみ、夜間のみ、昼夜間とも別）及び開放の形態（定期的に開放）について、その年度に開放を実施している数値が計上されている。

なお、数値は各体育施設（屋外運動場、屋内運動場、プール）ごとに計上されているため、開放校数（合計）は延べ数である。

K - 3 社会教育活動への参加

K - 3 - 1 青少年学級・講座受講者数	K - 3 - 2 女性学級・講座受講者数	K - 3 - 3 成人一般学級・講座受講者数
K - 3 - 4 高齢者学級・講座受講者数	K - 3 - 5 老人クラブ数	K - 3 - 6 老人クラブ加入者数

資料元 茨城県教育庁生涯学習課資料、茨城県長寿福祉課資料

K - 3 - 1 ~ K - 3 - 4 社会教育学級・講座数（青少年、女性、成人一般、高齢者）

教育委員会及び公民館が開設した社会教育学級・講座数である。

「学級・講座」は、一定期間にわたって組織的・継続的に行われる学習形態をいう。

青少年を対象とするものには「青年学級」、「青少年教室」等が、成人一般を対象とするものには「成人学校」、「生活学校」、「市民大学」等が、女性のみを対象とするものには「女性学級」、「女性講座」等が、高齢者のみ対象とするものには「高齢者教室」、「高齢者大学」等がある。

なお、参加者数は、各学級・講座参加申込者数であり終了者数ではない。

K - 3 - 5 老人クラブ数

老人クラブとは、高齢者の生活を豊かなものにするため、「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」を行っているものである。活動は主に、地域のクラブごとに行われている。ここでいうクラブ数は、地域ごとに結成されているクラブ数の合計である。

K - 3 - 6 老人クラブ加入者数

老人クラブの加入は、おおむね60歳以上の高齢者で、ここでは、クラブに加入している者の数を計上している。

K - 4 放送受信契約

K - 4 - 1 放送受信契約件数	K - 4 - 2 衛星契約数
--------------------	-----------------

資料元 日本放送協会資料

K - 4 - 1 放送受信契約数

放送受信契約数には、地上契約、衛星契約、特別契約の3種類があり、年度末現在の契約件数の合計である。

K - 4 - 2 衛星契約数

衛星契約数とは、放送受信契約のうち、衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約をいう。

なお、この契約数は、日本放送協会（NHK）との契約のみである。

L 安 全

L - 1 消防団

L - 1 - 1 消防団・分団数	L - 1 - 2 消防団員数
-------------------	-----------------

資料元 茨城県消防安全課「消防防災年報」

L - 1 - 1 消防団・分団数

消防団数と分団数の合計である。

消防団は、消防本部、消防署と並ぶ消防機関の一つであり、主として火災の警戒及び鎮圧、その他の災害の防除及び軽減の活動を行う。1市町村1団を原則として、大部分の市町村に設置され、その構成員は、地域住民の有志であり、日常各自の職業に従事しながら火災等の災害時に必要に応じて召集され、出勤するこ

とを原則としている。

消防組織法第18条に基づき、消防団の設置、名称及び区域は市町村の条例で、また、その組織は市町村の規則でそれぞれ定めることになっている。消防団の組織には、通常、消防団本部、分団、部、班があり、必要に応じて常備部が置かれている。なお、本県では、全市町村に1団ずつ設置されている。

L - 1 - 2 消防団員数

日常は各自の職業に従事しながら、必要の都度召集されて消防活動に従事する者である。

消防団員は、特別職の地方公務員で地方公務員法の適用を受けず、給与・勤務条件については市町村の条例で定められている。

消防団員は、「消防団員の階級準則」によって団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団長の7階級に分けられている。

L - 2 消防施設

L - 2 - 1 消防水利数

資料元 茨城県消防安全課「消防防災年報」

L - 2 - 1 消防水利数

消化栓、防火水槽、井戸及びその他を合計したものをいう。消火栓、防火水槽及び井戸は、公設のもの又は消防水利として現に指定されたもの（私設）で消防上使用可能なもの（故障等で一時的に使用不能なものも含む。）、その他とは河川・溝等、海・湖、プール等である。

ただし、消火栓については、公設消火栓、私設消火栓別にそれぞれ能力に関する基準が決められており、それを満たすものの合計数である。

なお、建物内の消火栓、スプリンクラー等は含まれない。

L - 3 火災

L - 3 - 1 火災発生件数：# 建物火災発生件数 L - 3 - 2 火災り災世帯件数 L - 3 - 3 火災死傷者数

L - 3 - 4 建物火災損害額 L - 3 - 5 建物火災焼損面積（床面積）

資料元 茨城県消防安全課「消防防災年報」

L - 3 - 1 火災発生件数

全ての火災（建物、林野、車両、船舶、航空機及びその他（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積場、軌道敷、電柱類等）の総件数をいう。

なお、火災が2種対以上にわたった場合は、焼き損害額の大きなものの種別の方に計上されている。

建物火災発生件数

建物又はその収容物が焼損した火災件数であり、出火者が自分で消化した場合も、事後聞知として計上されている。

建物とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興行場、倉庫、その他これらに類する施設をいう。

L - 3 - 2 火災り災世帯数

被害の大小にかかわらず、焼損した建物（住宅又は併用住宅）に居住していた世帯の数をいう。り災の程度については、収容物を含む建物の評価額に対する火災損害額によって全損、半損、小損に区分されるが、これら全てのり災世帯の合計である。

L - 3 - 3 火災死傷者数

火災死傷者とは、火災及び消火活動、避難行動その他の行動等により火災現場において火災に直接起因して死亡又は負傷した者をいい、その負傷者が受傷後48時間以内に死亡した場合は、火災による死者としている。

L - 3 - 4 建物火災損害額、L - 3 - 5 建物焼損面積（床面積）

建物火災損害額とは、「火災損害」をり災地における時価により算定した額で、「人的損害額」は含まれない。

また、建物焼損面積（床面積）は、建物焼損の程度（全焼、半焼、部分焼、ぼや）の別にかかわらず、焼損した建物に係る面積をいう。

「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、焼き損害、消火損害、人的損害（火災による死者及び負傷者）に区分される。「焼き損害」とは、火災によって焼けた物、熱によって破損した物等の損害をいい、「消火損害」とは、消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害をいい、「爆発損害」とは、爆発現象の破壊作用により受けた焼き損害、消化損害以外の損害をいい、消火のために要した経費、焼跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害を除いたものである。

なお、焼損面積については、平成7年より床面積と表面積に区分されたが、本書では、床面積のみを掲載している。

L - 4 交通安全施設

L - 4 - 1 信号機（制御機）数

資料元 茨城県警察本部交通規制課資料

L - 4 - 1 信号機（制御機）数

道路に設置された交通信号機であり、定周期式、押ボタン式、感应式などがある。信号機数は灯器の数ではなく、箇所数で計上されている。

L - 5 交通事故

L - 5 - 1 交通事故発生件数 L - 5 - 2 交通事故死傷者数：# 交通事故死者数，# 交通事故負傷者数

資料元 茨城県警察本部交通企画課「交通白書」

L - 5 - 1 交通事故発生件数

交通事故とは、道路交通法に規定されている道路において、車両（自転車などの軽車両も含む。）、路面電車及び列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故をいう。

したがって、踏切事故は計上されるが、その他の列車事故は計上されない。

また、物的損害のみの交通事故は発生件数には含まれない。多重事故は1件として計上されている。

なお、市町村の合計値が県値と一致しないのは、市町村不明者分等（高速道路での事故）を加算しているからである。（L - 5 - 2 交通事故死傷者数も同様である）

L - 5 - 2 交通事故死傷者数

交通事故による「交通事故死者数」と「交通事故負傷者数」の合計であり、事故の発生地別に捉えた数値である。

なお、死傷者は次により区分されている。

死者.....交通事故の発生後24時間以内に死亡した者をいう。

負傷者.....交通事故によって傷害（重傷と軽傷）を負った者をいう。なお「重傷」とは、30日以上（医師の診断）の治療を要する者をいい、「軽傷」とは、30日未満（医師の診断）の治療を要する者をいう。

L - 6 防犯

L - 6 - 1 警察署・交番・駐在所数：# 警察署数，# 交番・駐在所数

資料元 茨城県警察本部警務課資料

L - 6 - 1 警察署・交番・駐在所数

茨城県警察本部が把握している毎年4月1日現在の数値を取りまとめたものである。

警察署は、都道府県警察本部の下部機関として、警察の業務を処理するために置かれる機関である。

交番及び駐在所は、警察署の下部機関として置かれる警察組織で、その制度は警察法によっている。なお、21年度までの数値には「その他の派出所」が含まれている。

L - 7 犯罪

L - 7 - 1 刑法犯認知件数：# 凶悪犯，# 粗暴犯，# 窃盗犯，# 知能犯，# 風俗犯

資料元 茨城県警察本部刑事総務課「茨城の犯罪」

L - 7 - 1 刑法犯認知件数

刑法犯とは、「刑法」（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）、「爆発物取締罰則」、「決闘罪二関スル件」、「暴力行為等処罰二関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分二関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律」、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

ただし、ここでいう刑法犯とは、刑法犯総数から道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪を除いた刑法犯であり、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した次の分類で計上している。

凶悪犯.....殺人、強盗、放火、強姦

粗暴犯.....凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝

窃盗犯.....窃盗

知能犯.....詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法、背任

風俗犯.....賭博、わいせつ

認知件数とは、犯罪について被害の届出、告訴、告発、その他の端緒によりその発生を警察において認知した件数である。

なお、この件数は、原則として被疑者の行為数によって計上され、1人数件又は数人数件の場合で一定の条件に該当するときは、包括1件とする等の計上方法をとっている。

なお、市町村の合計値が県値と一致しないのは、発生地不明分を加算しているためである。

L - 8 不慮の事故

L - 8 - 1 不慮の事故による死亡者数

資料元 厚生労働省「人口動態統計」

L - 8 - 1 不慮の事故による死亡者数

「不慮の事故」とは、「交通事故」、「転倒・転落」、「不慮の溺死及び溺水」、「不慮の窒息」、「煙、火及び火災への曝露」、「有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露」、「その他の不慮の事故」により死亡した者の数の合計である。

なお「不慮の事故」の区分は、G - 1「主要死因別死亡者数」に記載されている死因分類の1つ（20100）である。